スケジュール及び審査について

Ⅲ. 申請主体等(公募要領P8)

申請主体

本事業への公募申請は、以下の連名により行うこととします。

- ① 国公私立大学、高等専門学校、共同利用機関、独立行政法人、国立研究開発法人等の研究を目的 ・業務とする機関(以下、「大学等」という。)
- ② 都道府県又は政令指定都市(以下、「自治体」という。)
- ✓ 複数の大学等や自治体で連携する場合は、「申請者」(様式2-1-1:文部科学省と補助金の契約を 交わす対象)と「参画機関」(様式2-1-2)にそれぞれ記入をしてください。

補助対象機関

・ 大学等の研究機関及び自治体が指定する機関(自治体が設立・運営に深く関与する産業振興財団、科学技術振興財団等)(以下、「産業支援機関等」という。)とします。

参画機関

・ 補助対象機関以外で本事業に参画する自治体・機関がある場合は、参画機関(様式2-1-2)に記載 してください。

V. 及びVI. 採択予定件数、実施規模、及び支援期間(公募要領P13、P17~P18)

採択予定件数

5地域程度

※申請状況、応募内容等を勘案の上、予定件数に限らない場合があります。

支援規模

1地域あたり1億円~1.4億円程度/年を上限とする。

- ✓ 支援規模はあくまでも目安です。
- ✓ 審査結果等により、大きく変わりえます。
- ✓ また、事業化計画の進捗、および評価等によって、支援の増額および減額等のメリハリを持たせつつ実施していきます。

支援期間

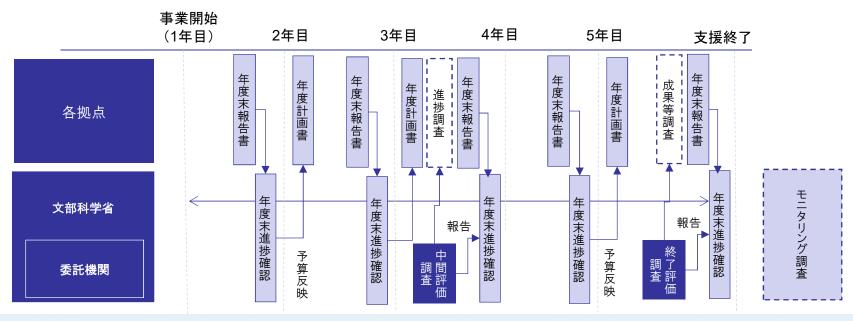
- ・ 支援期間は原則5年間です。
- ・ ただし、2か月に1回程度および毎年度進捗等のフォローアップを行い、その結果を支援額等に反映する予定です。

中間評価(モニタリング)について (公募要領P17~P18)

・ 中間評価については、財政当局との議論も踏まえ、3年目の段階で実施を予定しています。外部調査機関に外部環境等の変化と、毎年の年度計画書・報告書等とを踏まえ、インタビュー等を通じて、支援終了までに目標を達成できるかを見ていきます。

中間評価の位置づけ

- 調査委託先機関による現地調査、インタビュー等を通じて、必要な内部情報を収集し、調査機関のもつ外部情報と合わせて、総合的に評価を実施します。
- 本事業においても、計画書・報告書の作成はお願いさせていただきますが、効率的な運用となるよう、その方法は随時、改善を図りたいと考えています。
- 提出していただく年度計画書は、5年間の事業化計画に基づくものとさせていただき、運営・開発会議等で常時アップデートし、国側・地域側が同時にモニタリングできる様式で考えています。
- よって、過去の事業等で使われていました基本計画書の必要な情報はすべて年度計画書に溶け込ませる形で作成していただく予定です。



2. 文部科学省等による継続的支援(モニタリング・評価等の進め方)(公募要領P17~P18)

- · マイルストン・出口目標は可能な限り定量的に設定していただきます。
- ・ 定期的なモニタリングを通じて、マイルストン・出口目標はある程度柔軟性を持ちながら進めていければと考えています。

キックオフ会議

ピアレビューに加え、知財、産業構造、プレーヤー、商流、想定する事業ストラクチャー等を知財等専門機関を活用し、徹底的に分析。社会的インパクトと実現可能性を加味して、国が開発リスクを取る地域のプロジェクトを厳選する。

(有識者委員による)審査委員会兼ア ドバイザー

・投資経験及び会社立ち上げ経験者の みで構成。採択後の各地域の運営・ 開発会議への参画とハンズオン支援 ・自らのネットワークを活用した人材リク ルーティング 等

技術系コンサルティング 事務所

審査(詳細調査)

コア技術等、競合・代 替技術、市場分析(規模・プレーヤー、商流 等)について分析

特許事務所

権利化ではなく 、事業性の観点 から特許等を分 析 マイルストン 、出口目標 の定量的設 定。

採択地域

審つ関細踏ジ、用加口量す計香専よ査え外別効し標にの画に開る等プと費を出定に事くを設事)行機詳を口に

• 支援期間中は、最低2か月に1回程度のハンズオン 支援を実施し、事業化の知見・ノウハウを提供し、プロジェクトの成功確率を上げていく。

・ 中間評価だけでなく、定常的なモニタリングにより、事業途中でも予算の増減、プロジェクトの淘汰などを実施し、成功への強い動機づけを行う。

推進委員会 (審査委員兼アドバ イザー)

各地域にアドバイザーが つき、ハンズオン支援を 実施。

〈推進委員会〉

- 事業プロデューサー等 の承認
- ・予算配分方針の決定
- ・新規事業化プロジェクトの承認

地方になく、審査委員、知財専門機関等が持つ、事業化の知見・/ウハウを積極的に提供。

定常的なモニタリンケー により、常時評価体制を構築し、年度途中でのプロジェクトの淘汰なども実施していく。

各地域の 事業プロデ ュースチーム



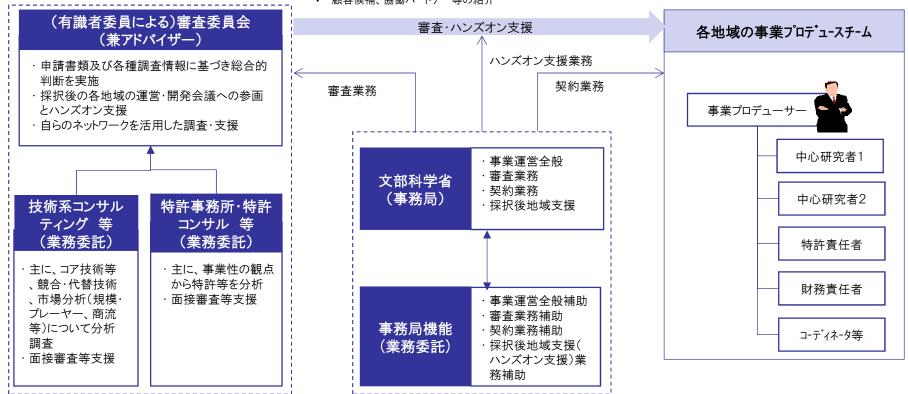
中間評価等

平成30年度の運営体制と委託先

- · 本事業の運営にあたっては、事務局機能に関する業務委託を実施する予定です。
- ・ 事務局機能を担う委託先は、補助金の交付等経理事務においては文部科学省とともに、継続的な支援に あたってはアドバイザー・文部科学省とともに、業務運営機能を担います。

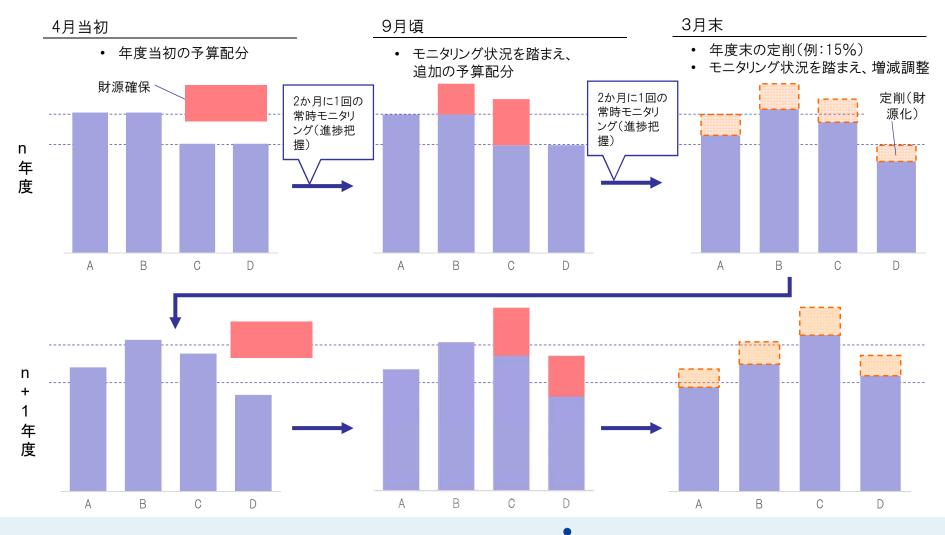
(支援例)

- ✓ 2か月に1回の各地域運営会議への参加及び助言
- ✓ ネットワークを駆使した人材の紹介
- ✓ 顧客候補、協働パートナー等の紹介



成功へのインセンティブにかかる予算配分方針

- · 出口目標の達成に向けて、積極的かつ効果的な取組を行っている地域には、積極的に予算を追加配分します。
- ・ 取組の優れている地域に柔軟かつ積極的に資源を投入し、予算のメリハリ、成功へのインセンティブを与えます。



成功へのインセンティブにかかる予算配分方針

- ・・成功への強いインセンティブと、メリハリのある予算執行のための仕組みを積極的に導入します。
- ・ アプローチに妥当性のない地域は予算は減り続けます。また定削を計画に事前に盛り込んでいただくことで、実効性のある定削を目指します。

予算減の事前反映

年度末評価を踏まえた来年度への予算反映では、急な予算減の通告による計画への反映・人件費削減は不可能



年度末は定削を前提とすることで、<u>年度当初からその定削を計画を織り込むことが可能</u>。

メリハリのある 予算執行 年に1回の各拠点への予算の反映では、予 算のメリハリには限界



年度の途中(および年度末)の2回にわたり、 予算の増減を行うことで、ポテンシャルの高い地域への積極的な予算投入が可能。

常時フォローアップ による予算への反 映

3年に1回の中間評価(資料・サイトビジット)だけでは、正確な評価が不可能



2か月に1回の運営・開発会議への常時参加により、各拠点の取組・目標へのアプローチを正確に把握し、予算に反映

成功への強い インセンティブ どんなに努力し、結果を出していても、大幅 な予算の増額が不可能



プロジェクトの遂行次第では、必要な取組に 必要な予算を増額し、取組を加速することも 可能。

Ⅲ. スケジュール(予定)(公募要領P21)

2018年1月に公募を開始し、書面審査で絞り込みを行う予定です。その後、詳細調査、面接審査、最終選定委員会等を経て、5地域を選定する予定です。

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 最終審杳 審査結果発表 公募開始 公募締切 公募説明会 詳細調查開始 面接審查 (1月11日) (1月18日) 委員会 書類審查開始(3月23日) (5月中旬) (6月中下旬) 文部科学省 質問·面談等随時受付 書類審査期間 詳細調査 計画作りこみ 予算執行 • 事業の趣旨、応募方法等について対応 (複数地域に絞り 込み) 必要に応じインタビュー等も 実施 拠点計画の策定 サー候補 詳細調査協力 計画作りこみ 事業開始 • 事業の趣旨、応募方法等について対応 大学・自治体等と申請書類の策定 • 国が行う調査への協力 審查·調査結 果等を踏まえ、 詳細調査協力 拠点計画の策定(「事業化プロジェクト」) 実施計画の修 大学等 • 国が行う調査への協力 コア技術(競争力の源泉となるもの) • 競合技術:代替技術分析 • 知財およびその分析(含競合分析) • 市場分析(規模・プレーヤー、商流等) 事業(プロジェクト)ストラクチャー 自治体 • 開発・事業化計画、ロードマップと出口目標 • 事業プロデュース体制(マネジメント体制) ・課題及びリスク (事業プロデューサー候補選定)

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

審査方法および、WI. 公募期間等スケジュール(公募要領P21)

審査については、外部の調査機関等も活用し、申請内容にかかる情報収集を行い、各調査内容等も踏まえて有識 者による審査会による審査を実施。

審査にかかる各機関の役割 審査スケジュールと各機関の業務 4月 5月 6月 3月 7月 (有識者委員による)審査委員会 公募締切 (兼アドバイザー) 面接審査 最終審査 詳細調査開始 書類審査開始 委員会 ・申請書類及び各種調査情報に基づき総合的 ・拠点の運営・開 判断を実施 ・申請書類 発会議参加 ・採択後の各地域の運営・開発会議への参画 評価委員兼 査読 ・ハンズオン支援 とハンズオン支援 アドバイザー 自らのネットワークを活用した調査・支援 審査委員会による絞り込み 査委員等による面 ・必要に応じてハ ・追加特許 ·特許調査 特許事務所・ ・調査 ンズオン支援 調杳 特許コンサル等 会に (業務委託) 技術系コンサル 特許事務所·特 文部科学省 許コンサル 等 及び委託業者 ティング 等 産業・技 ・産業・技 必要に応じてハ 調査 技術系コンサル (業務委託) (業務委託) (業務委託) 術調査 術調査 ンズオン支援 ティング 等 関係者イ ・主に、コア技術等 申請書類に基づく 主に、事業性の観 (業務委託) ンタビュー 、競合:代替技術 基礎情報に関する 点から特許等を分 、市場分析(規模: 調査 プレーヤー、商流 関係者インタビュー 面接審査等支援

文部科学省

(事務局)

等)について分析

面接審查等支援

調査



基礎情報

調査 等

追加調查及

び関係者イ

ンタビュー

·追加情報

調査 等

拠点の運営・開

・ハンズオン支援

発会議参加

Ⅶ. 審查方法·審查基準(公募要領P18~P20)

審査方法

- ・ 採択地域については、有識者により構成される審査会を設置し、書面審査等を踏まえて採択候補を絞り込んだのち、詳細調査等を行ったうえで、<u>事業プロデューサー及び中心研究者(及び関係者)に対する面接審査(及びヒアリング)を実施(6月頃予定)</u>し、選定します。(7月末頃)
- ・ なお、採択候補地域に対しては、採択地域を選定するにあたり、有識者会議等の意見等も踏まえ、必要に 応じて提案内容の修正を行います。

審査基準

- (1) 各事業化プロジェクトの社会的インパクト及び実現可能性
- (2) 基盤構築プロジェクトの必要性・妥当性
- (3) 事業プロデューサーの目標達成にかかる資質・能力
- (4) 産業化等を見据えた地域の構想等の妥当性
- ✓ 本事業では、(1)(及び(2))、(3)及び(4)の3つの項目についてそれぞれ独立して審査します。審査においては、社会的インパクトの大きいプロジェクトを創出するという本事業の趣旨から、(1)を重視します。

審査基準(公募要領P18~P19)

(1)各事業化プロジェクトの社会的インパクト及び実現可能性

各プロジェクトの提案内容を以下の各項目を中心に総合的に勘案し、そのインパクトと実現可能性を判断します。

① コア技術等の競争優位性

事業化を図る上で真に競争力の源泉となりうるか等を審査します。コア技術等は、今後の事業プロデュースチームのチームアップ、開発リスクをとることの妥当性等、事業の実現可能性を検証するうえでも、極めて重要な要素となるため、審査において最も重視します。

② 知的財産等の競争優位性

①で掲げたコア技術等に関する特許等について、事業保護および侵害調査を実施し、今後、競争優位性のある知的財産戦略が構築できるかを評価します。

③ 産業構造等に基づくプロジェクトのインパクト・実現可能性

プロジェクトが出口目標を達成した場合の事業のインパクト、事業の実現可能性等について以下の各項目に基づいて総合的に判断します。

- 産業構造・市場分析(市場規模、プレーヤー、バリューチェーン・商流等)
- プロジェクト出口後の事業ストラクチャー
- 開発・事業化計画、ロードマップ(含資金計画等)と出口目標
- 出口目標に向けた課題及びリスク 等

社会的インパクトと実現可能性

- ✓ 「社会的インパクト」と「実現可能性」は、「サイエンス」と「社会実装(事業化)」の二つの視点から判断されます。
- ✓ 本プログラムは、ハイリスク・ハイインパクトとなる地域の科学技術に資する取組を国が開発リスクを取ることに意義があります。したがって、「サイエンス」としてのインパクト、「社会実装」のインパクトがあるかを特に重点的に判断します。
- ✓ 「実現可能性」は、ロードマップの妥当性やプロジェクトの障壁等について「サイエンス」及び「社会実装」の視点から確認します。それぞれの課題・リスクを把握し、対応策を具体的に想定している必要があります。

| | サイエンス | 社会実装(事業化) |
|----------|--|---|
| 社会的インパクト | ◆コア技術が有する革新性◆コア技術の競合技術、代替技術に対する競争優位性◆社会課題の解決に多大なる貢献をしうるだけのブレークスルーへの期待感 | ◆ グローバル展開◆ 新産業創出◆ アンメット・メディカル・ニーズ、QOL向上等の社会的課題解決 |
| 実現可能性 | ◆ 出口を見据えた適切な課題設定◆ 研究開発ロードマップの妥当性◆ 専門的人材の確保◆ 実証フィールド、テストベッドの整備 | ◆ 事業ストラクチャー、バリューチェーンの構築(プレイヤーの参画・集積)◆ 将来の事業リスクを含めた外部環境分析◆ 知財戦略の構築・妥当性 |

4つのフィールドの総和が満点に近いほど評価が高くなります。

「社会的インパクト」×「サイエンス」、「社会的インパクト」×「社会実装(事業化)」は、本プログラム採択のための必須条件です。 「実現可能性」×「サイエンス」、「実現可能性」×「社会実装(事業化)」は、面接で特に深掘りしていく点になります。

46

「③知的財産(及びその分析)」の補足(公募要領P10)

- ✓ 既に事業保護・侵害調査等を実施している場合はその報告書等も併せて提出してください。
- ✓ 共同研究契約等を既に結んでいる場合はそのリストをエクセル(様式2-4)にて提出してください。
- ✓ 将来の事業リスクがある場合で、そのリスク低減のためにライセンス先企業の念書等が必要な場合は、積極的に取得し、事業リスクを低減している旨の説明を記載してください。
- ✓ 可能な限りにおいて、契約書の確認・提出を依頼する場合があります。

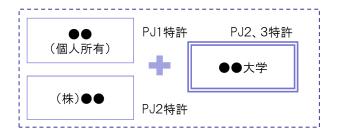
【参考】これまでの応募に見る成果と課題

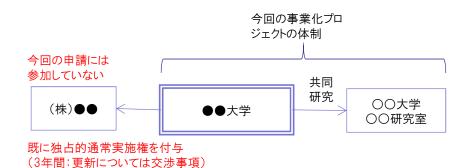
・ 自治体と大学が強みを生かした連携をしているモデルケースもある一方、特許の詳細調査等を実施したところ、国の補助金を出す前に、権利関係を整理しなければいけない課題が複数の地域で顕在化しています。

詳細調査で明らかになった問題点の例

✓ 特許が分散しているため、成果の帰属・事業の実施に問題が生じる可能性がある。

✓ 国が開発リスクを取り、開発に成功したとしても、事業が実施できない可能性(不当な価格請求、実施拒否等)が残る。





想定され るリスク 各プロジェクトに必要な特許の所有が分散しているにもかかわらわず、その権利関係が整理ができておらず、また利益相反の問題もあり、今後の成果の帰属、事業の実施に問題が生じる可能性

独占的実施権をもつ株式会社が、事業を実施するかは不明。また当該会社が分野を凌駕する特許出願をした場合は、今回のプロジェクトでどんなに成果を出しても、他社(新たなライセンス先)が事業を実施できない、もしくは、ライセンスが実現できない可能性

審査基準(公募要領P19~P20)

(2)基盤構築プロジェクトの必要性・妥当性

イノベーション・エコシステム形成の観点から、必要性・妥当性について総合的に判断します。

(3)事業プロデューサーの目標達成にかかる資質・能力

- 事業プロデューサーに求められる資質、能力に基づき、各事業化プロジェクト等を出口目標に向かって 遂行する能力があるかを総合的に審査します。
 - ※本資料P25~P29も参照してください。

(4)産業化等を見据えた地域の構想等の妥当性

- 事業化の先にある産業化を見据えて、自治体を中心に地域の構想が提案され、その構想における本事業の位置づけ、各参画主体の担う役割が明確化されているか確認します。

3. 審査に関する留意事項(公募要領P20)

(1)分野的多様性

多様な分野が支援対象となりうる本事業においては、社会的インパクト等の評価が市場規模のみでは必ずしも測れない場合があることも考慮し、審査基準に基づく評価結果を踏まえつつ、分野の多様性を考慮して選定を行います。

例えば、農業、水産などの分野において今までにない付加価値を創出しようとする提案や、材料等のプロセス技術を用いて新しいビジネスモデルを創り上げようとする提案など、審査に当たっては様々な観点から社会的インパクトを評価し、分野の多様性を考慮いたします。

(2)地域的多様性

全国各地で大学等に眠る技術シーズの発掘と事業化の成功事例の創出を実現していくために、審査基準に基づく評価結果を踏まえつつ、地域性等を考慮して選定を行います。

例えば、特定の地域への採択の偏りを避けるとともに、地域資源等が少なく一般的に課題の克服に困難が伴う地域の提案であって、本事業を活用することで特異にその課題を克服できる可能性がある場合や、その他地域の特性・事情を踏まえ社会的要請から国が優先的に支援を行う必要性等がある場合などについては、その取組を積極的に考慮いたします。

IX. 申請方法(公募要領P21~P22)

申請方法

- 下記①~③の提出書類の電子媒体をメール等で提出してください。
 - ※電子媒体をメール等で提出するのに合わせて、データを収納したDVD等の電子記録媒体を提出頂くことも可能です。

(提出書類)

- ① 地域イノベーション・エコシステム形成プログラム公募申請書(様式1および別添(パワーポイント))
- ② ①の補足資料(エクセル)(様式2-1~様式2-10)
- ③ 申請内容のポイントがわかる動画(MP4形式等通常のパソコンで見れるもの) ※その他任意の補足資料(知財分析報告書、契約書、念書等)を添付することも可能です。

(メールによる提出方法について)

- ・ 提出書類を送信するメールアドレスを公募アカウント(<u>local-ecosystem@mext.go.jp</u>)にメールでご連絡ください。(メールする際は、様式2-1-1に記載したE-mailアドレスを全てCCに入れて送信してください。)
- ・ 公募アカウントにメールしたことを問い合わせ先(03-6734-3894)に電話で連絡してください。
- ・ 当方より、提出書類のアップロード先URLをお送りますので、提出書類をアップロードしてください。
 - ※一度にアップロードできる容量は1000MBです。容量が大きい場合などは、事前に公募要領の問い合わせ 先へご連絡願います。

(募集締切)

2018年3月23日(金)12時【厳守】

補助内容·地域負担

補助対象経費(公募要領P14~P16)

| 事業 | 経費(費目) | 対応説明 | 補足 |
|---------------|-------------------------------|--------------|-------------------------|
| (1)事業化プロジェクト | 事業実施費 | ①-a | |
| | 設備備品費 | ② -a | |
| | 人件費 | ③-a | |
| (2)基盤構築プロジェクト | 事業実施費 | ①-c-(i),(ii) | 次世代プロジェクトの経費を含む |
| | 設備備品費 | ②-b-(i),(ii) | |
| | 人件費 | ③-b,c | 必要最低限とすること |
| (3)事業プロデュース活動 | 事業実施費 (調査·分析費及び特許関係 経費) | ①-b | 事業全体で毎年最低2割程 度の確保を検討 |
| | 事業実施費 (その他上記以外) | ①-c-(iii) | |
| | 設備備品費 | ②-b-(iii) | |
| | 人件費 | 3 -d | 必要最低限とすること |

①事業実施費(公募要領P14)

① 事業実施費

a. 研究開発費

事業化プロジェクトにおける研究者の活動経費であって、コア技術等の戦略パートナーへの技術移転や中小企業等による商品化等に向けた概念実証などを行い、事業化のための次のフェーズの資金を獲得し社会的インパクトの大きい事業化の成功事例を創出するために行う、コア技術等の更なる概念実証やエンジニアリングデータ取得等といった事業化のための研究開発に要する消耗品、旅費等の経費

事業化を目的としない基礎研究のための経費は認められません。事業プロデューサーと研究者が十分に連携し、事業化に向けた各プロジェクトについてマイルストンに基づき、出口目標を達成するための経費に限定します。

①事業実施費(公募要領P14~P15)

① 事業実施費

b. 調查·分析費

事業プロデュース活動において、各事業化プロジェクトに係る知的財産分析、市場分析、競合技術・代替技術 分析、マーケティング等を行うための調査等委託費、雑役務費等の経費(外部機関への調査委託、調査外注を 含む)

- ✓ 事業化に向けて極めて重要な経費と認識し、原則として、特許等の取得経費(雑役務費)と合わせ、 毎年、補助金交付額の最低2割程度は、知的財産戦略及び事業構想に係る外部機関へ依頼する調査・分析費等として、活用をしてください。(ただし、調査・分析費等は補助金交付額の2分の1を超えないこととします。)
- ✓ 知的財産分析を行う場合は、単なる出願業務だけではなく、競争優位性のある知的財産戦略を構築することを前提に、弁理士事務所等を選定し、当該経費を活用してください。その際、知的財産戦略の構築を総合的に支援できる弁理士事務所等との連携を進めてください。(質の確保の観点から、事業開始後に、文部科学省やアドバイザーチーム等のネットワーク等を活用して、弁理士事務所等を決定していくことも可能です。)

(補足)

✓ 採択後の知的財産に関するアウトソースの活用は、単なる出願業務にとどまらず、特許戦略の策定補助、特許保護・侵害調査など、知的財産戦略の構築を総合的に支援する弁理士事務所等との連携を進めていただきます。そのため、質の確保の観点から、事業開始後に国・アドバイザー等のネットワークを活用して、弁理士事務所等を決定いただいても構いません。

①事業実施費(公募要領P15)

① 事業実施費

- c. 上記(研究開発費及び調査·分析費)以外
- i. 次世代プロジェクト(基盤構築プロジェクト)における研究者の活動経費であって、技術シーズの概念実証、 データ取得等を行うための消耗品、旅費等の経費
- ii. 次世代プロジェクト以外の基盤構築プロジェクトにおいて、諸活動を行うために必要となる消耗品、旅費等の 経費
- iii. 事業プロデュースチームの活動経費であって、消耗品、旅費等の業務遂行に必要となる経費
 - ✓ 可能な限り地域で獲得した資金を活用するとともに、地方創生推進交付金等、他の支援施策等の積極的な活用を検討してください。活用する場合は、その旨をエクセル(様式2-10)にも記載してください。

②設備備品費(公募要領P15~P16)

② 設備備品費

a. 研究開発に要する設備備品費

事業化プロジェクトにおいて、コア技術等の戦略パートナーへの技術移転や中小企業等による商品化等に向けた概念実証などを行い、事業化のための次フェーズの資金を獲得し社会的インパクトの大きい事業化の成功事例を創出するために行う、コア技術等の更なる概念実証やエンジニアリングデータ取得等といった事業化のための研究開発に要する設備備品を購入するための経費

✓ 事業化を目的としない基礎研究のための経費は認められません。事業プロデューサーと研究者が十分に連携し、事業化に向けた各プロジェクトについてマイルストンに基づき、出口目標を達成するための経費に限定します。

②設備備品費(公募要領P16)

② 設備備品費

- b. 上記(研究開発に要する設備備品費)以外
- i. 次世代プロジェクト(基盤構築プロジェクト)において、技術シーズの概念実証、データ取得等を行うために要する設備備品を購入するための経費
- ii. 次世代プロジェクト以外の基盤構築プロジェクトにおいて、諸活動を実施するために必要となる事務用品等の設備備品を購入するための経費
- iii. 事業プロデュース活動において、諸活動を実施するために必要となる事務用品等の設備備品を購入する ための経費
 - ✓ 可能な限り地域で獲得した資金を活用するとともに、地方創生推進交付金等、他の支援施策等の積極的な活用を検討してください。活用する場合は、その旨をエクセル(様式2-10)にも記載してください。

58

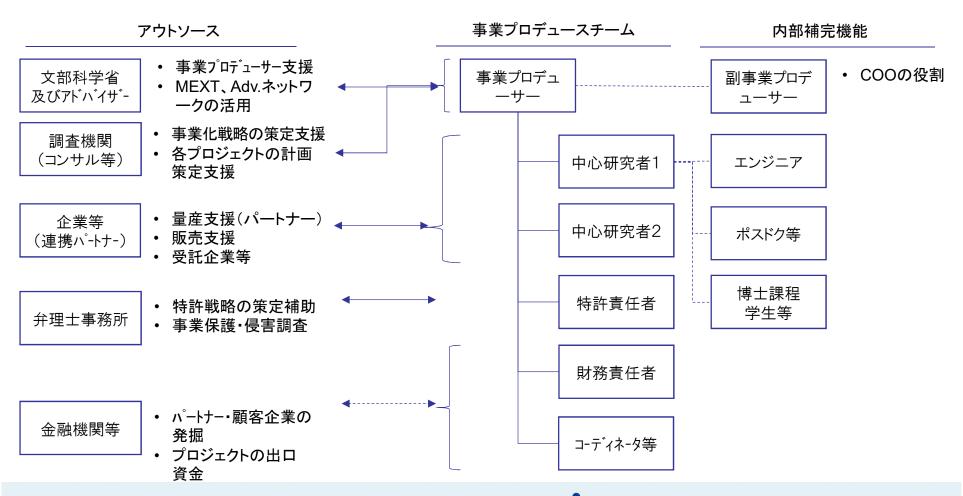
③人件費(公募要領P16)

③ 人件費

- a. 事業化プロジェクトを遂行する研究者や、当該研究者等の活動をサポートする支援スタッフ等の人件 費
- b. 次世代プロジェクト(基盤構築プロジェクト)を遂行する研究者や当該研究者等の活動をサポートする 支援スタッフ等の人件費
- c. 次世代プロジェクト以外の基盤構築プロジェクトを遂行する人材育成プログラム開発・実施者やコーディネータ、技術支援スタッフ等の人件費
- d. 事業プロデュースチームを編成するための必要最小限の人件費
- ✓ フリーライダーの回避や、事業進捗・評価に応じた補助金交付額の減額にも対応できる人事・資本計画の必要性、事業終了後の自立的運営等といった観点から、人件費は必要最小限としてください。補助対象経費に対して人件費が相対的に多い場合は、その妥当性を審査します。
- ✓ 常に最新情報の収集・分析が必要な業務は、人材を雇用するのではなく、「調査・分析費」等を用いて 積極的にアウトソースを活用してください。

アウトソース(ex. 調査・分析費)の活用(公募要領P16)

- ・ 地域のマネジメントは、事業プロデュースチーム(=マネジメントチーム)だけでは完結しないため、積極的に アウトソースと連携して、地域の成長を実現していく必要があります。
- ・ 特にプロジェクトごとに想定されるパートナー企業の存在や、顧客企業の獲得等の役割としての金融機関の 関与も重要です。



地域負担について(公募要領P17)

- ・ 地域負担については、マッチングファンド方式により実施し、原則として補助金交付額と同規模以上とし、積 極的に導入されることを期待します。 不明なものがあれば、個別に問い合わせ願います。
- 5年間の事業全体として、補助金交付額と同規模以上の地域負担を確保してください。

| 資金提供者 | 地域負担に算入できる経費 |
|-----------------|---|
| 自治体、産業支援機 関等 | ・事業プロデュースチームの人件費その他必要な経費 ・研究成果の技術移転・事業化のための研究開発支援費 ・研究成果を活用したベンチャー企業の起業、育成支援に係るための経費 ・情報発信や産学官連携促進のためのシンポジウム開催経費 ・公設試等の自治体の施設・設備の利用等にかかる経費 ・事業運営費 など |
| 民間事業者 | ・研究成果の実用化・事業化のための研究開発費 ・民間事業者の施設・設備の利用等にかかる経費 ・大学等との産学共同研究に従事する者の人件費 ・各プロジェクトの進捗に応じて金融機関から拠出される資金 など |
| 大学等 | ・研究開発に係る経費・事業プロデュースチームの人件費その他必要な経費など |

- ✓ 本事業はマッチングファンド方式により実施することから、地域負担(自治体による資金援助、施設整備及び機器整備並びに 民間事業者による研究開発費等)による具体的な取組内容及びその金額について、別紙様式2-10に記載してください。
- ✓ 自治体からの支援は産業振興の観点(補助金、施設整備等)からの支援にとどまらず、住民サービス向上の観点(地域住民を対象とした実証フィールドの提供、健康増進や環境配慮の観点からの製品普及促進、社会インフラ整備における社会実験等)からの支援も幅広く検討の上、記載してください。

自治体等との役割分担と地域負担の例

- ・ 本事業の補助金だけでなく、積極的に外部資金(地域負担として定義)を活用してください。
- ・自治体の様々な支援活動にかかる費用は、地域負担に算入してください。

